


つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年2月14日

つくばみらい市長 

つくばみらい市条例第1号

つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例

つくばみらい市手数料条例（平成18年つくばみらい市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

区分	種類	単位	金額
戸籍手数料	戸籍謄本・抄本	1通	450円
	戸籍の記録事項証明（全部・個人・一部）	1通	450円
	除籍謄本・抄本	1通	750円
	除籍の記録事項証明（全部・個人・一部）	1通	750円
	戸籍に記載した事項に関する証明	1件	350円
	除籍に記載した事項に関する証明	1件	450円
	届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項証明	1通	350円
	上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明	1通	1,400円
	届書類の閲覧	1件	350円
	身分証明書	1件	200円

」を

「

区分	種類	単位	金額
戸籍手数料	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明（広域交付による交付を	1通	450円

<p>含む。)</p> <p>戸籍電子証明書提供用識別符号  (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>1 件</p>	<p>400円</p>
<p>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明(広域交付による交付を含む。)</p>	<p>1 通</p>	<p>750円</p>
<p>除籍電子証明書提供用識別符号  (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)にお</p>	<p>1 件</p>	<p>700円</p>

る当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）		
戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項 1件	350円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項 1件	450円
届出若しくは申請の受理の証明、届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明又は届書等情報の内容の証明	1通	350円
上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理の証明	1通	1,400円
届書その他市町村長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1件	350円
身分証明	1件	200円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。